

平成24年度6月期福岡家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時 平成24年6月21日（木）午後1時10分

2 場 所 福岡家庭裁判所大会議室

3 委員の出欠

■ 学識経験者（五十音順・敬称略）

井川聡（株読売新聞西部本社社会部長）（出），大村重成（福岡県精神科病院協会理事）（出），坂本雅子（福岡市こども総合相談センター「えがお館」名誉館長（欠），中嶋安雄（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部長）（出），西田靖子（福岡家事調停協会会長）（出），西村重則（福岡矯正管区第三部長）（出），淵上昌敏（福岡県警察本部生活安全部長）（出），松崎佳子（九州大学大学院人間環境学研究院教授）（出），森川友子（九州産業大学国際文化学部准教授）（欠）

■ 弁護士

迫田登紀子（出），松原妙子（出）

■ 検察官

秋山仁美（出）

■ 裁判官

榎下義康（委員長）（出），林田宗一（出），新海寿加子（出）

4 事務担当者

中川事務局長，林首席家庭裁判所調査官，深町家事首席書記官，津田少年首席書記官，中川少年次席家庭裁判所調査官，春田家事次席家庭裁判所調査官，鵜池家事次席書記官，東会計課長，三井総務課長

5 テーマ

危機管理と家庭裁判所

6 議事概要

(1) 開会，委員長あいさつ

(2) 新任委員自己紹介

(3) 協議（発言者の略記 ○：委員、◇：事務担当者）

ア 災害発生に備えた準備状況について

会計課長が昨年3月11日発生の東日本大震災における仙台高地裁等の被災概況及びその教訓を生かした福岡家裁の業務継続計画（BCP）と防災訓練の実施状況について、総務課長が近隣自治体・関係機関等との連携について説明し、引き続き意見交換を行った。

○ 私は、東日本大震災の時に、仙台で勤務しており、裁判所や検察庁の建物や執務室の被害状況を目の当たりにした。地方裁判所では、当時、裁判員裁判が1件だけ行われていたが、地震発生時、休廷中だったので、大きな混乱はなく、たまたま裁判傍聴していた検察官も冷静に法廷棟からの避難誘導を行ったと聞いている。職員家族の中には津波で家を失った者もいた。高台にある検察庁支部庁舎では、庁舎被害がなかったため、避難住民を受け入れ、職員が24時間体制で5月の連休明け頃まで対応した。また、浸水被害を受けた地域の庁舎では、施錠していたため大きな浸水被害は免れたが、異臭が強く、直ちに執務ができる状況ではなかった。今回、大地震を経験したことで、日頃からの備えがいかに重要かを痛感し、今でも、携帯電話の充電器とペンライトをいつも持ち歩いている。

○ 自分の会社においても、裁判所が職員に配布している防災携帯カードと同様のカードが配布されており、数か月に1度訓練を行っている。災害時には人を集めて、誰がどこに行き、何をするかを即座に判断する必要がある。自宅電話・個人及び会社から貸与の携帯電話・パソコンのアドレス等、社員のあらゆる通信手段を登録し、どこからでも双方がアクセスでき、会社は瞬時に誰がどこでどういう状態にあるかを把握して、報道のために必要な人員配置ができるシステムを作っている。本人に自覚させて、大規模災害発生時には、本人から会社に連絡させることを徹底している。また、県や市の情報も入手できる態勢を整備している。テレビ・ラジオが使えな

くて情報が取れない時であっても、紙のメディアである新聞は発刊するので活用していただきたい。輪転機で印刷できない場合は、手作り新聞を発行して情報を提供する覚悟で仕事をしている。

- 被災した病院の話によると、病院の場合は水が一番重要で次が火であったとのことである。メールで他県の病院に支援を要請して資源を調達したとの情報もあった。福岡県の各病院では、西方沖地震以降、緊急食料品の備蓄がされており、当院においても火を使用せずに食べることができる3日分程度の食料品はあるが、今回の震災のように長期化するとそれでは対応できないので、病院間の連携、特に県外に広げたネットワークの構築が必要と考えている。
- 裁判所がきちんとした計画を作成されているので感心した。私が所属する組織は、高齢者・障害者の専門職成年後見人の受任団体となっているので、本人の安否確認等、家庭裁判所と相談しながら考えていきたい。
- ◇ 後見人との連絡態勢の確立については、裁判所としても今後の検討課題と認識している。
- 家事調停委員は、調停の当事者に対して責任ある立場なので、家事調停委員にも家庭裁判所の業務継続計画を説明していただき、災害時の対応を指導していただきたい。
- ◇ 調停委員にも参加していただく防災訓練を今年度計画中である。調停室においての対応、避難ルート、職員との連携等についてのシュミュレーションを考えている。
- 訓練については、緊張感の持続がポイントで、大規模でなくても繰り返し頻繁に行うことが大事と言われている。災害時は、大混乱が前提なので、マニュアルには混乱時でも活用できるようにアナウンス文言やエレベーター業者の電話番号など詳細な情報を登載することが必要である。また、今後、少年事件関係施設との連携の打合せもお願いしたい。
- 私のところの災害時の主な任務は、被害者の救出、治安対策であるので、

いかに早く出勤するかが重要である。災害時に公共交通機関が止まった場合は、近くの職場に出勤するようになっている。そのため、公共交通機関を使用しない出勤訓練も行っている。裁判所の計画においても、緊張感を持って準備することが大事だと思う。

- 裁判所の来庁者の安否確認もかかせないと思う。裁判所は毎日どの位の来庁者がいるのか。
- ◇ 毎日約300人程度が来庁している。事件当事者ではない手続相談者も多数おり、そのような住所や氏名の把握ができていない来庁者の対応、災害時の避難場所や供給する物資についても検討中である。
- ◇ 来庁者への対応など机上訓練等を繰り返すことで、各職員の意識付けを続けていきたい。
- 災害時の対応について、弁護士会と家裁との間でも打合せを進めたい。
- 私は阪神大震災を経験した。寝るときは大きな家具の近くは危なく、靴をそばに置いておかないと、避難する際にガラスが割れた場所を歩けないなど多くの教訓を得た。
- 東日本大震災時は、衛星携帯電話が役に立った。衛星携帯電話を持たない近隣の関係機関の関係者の安否確認も行った。裁判所の衛星携帯電話の整備はどのようになっているのか。また、これとは別に、現在の職場では、来庁者分も含めて、ヘルメットや食品（水、缶入りパン等）の調達を計画中である。
- ◇ 今のお話でもあったように、衛星携帯電話が、東日本大震災時に有効であったと各方面から聞いている。現時点で整備計画はないが、今後、予算等を含め、整備について検討していきたい。
- 裁判所は、不特定多数の来庁者がおり、少年や鉢合わせさせてはならない当事者など、それらの動線を考えての訓練は大変だと思う。
- ◇ 業務継続計画や行動マニュアルを作成しているが、いざ災害発生時に何をするか、来庁者等の安全確保をどうするか等、上記の計画等を裁判官や

職員に浸透させることが今後の課題である。

- 自治体の緊急体制を確認しておく必要があるのではないか。
- ◇ 福岡市等の災害対策本部の設置場所等を確認したので、今後は連携を深めていきたい。
- 裁判所は不特定多数が来庁するが、インフルエンザ対策のマニュアルはできているのか。
- ◇ インフルエンザが流行した場合に備えて、段階的な業務継続計画を策定している。
- ◇ 今回、お聞かせいただいた貴重な体験談や各組織の災害対策、当裁判所の業務継続計画に対する御意見を参考に、今後も引き続き災害発生時に備えて準備をさらに進めていきたい。

イ 通常業務における危機管理について

a 家事事件における緊急対応策について

審判及び調停等の経常的業務時における当事者間のトラブル防止策、突発事案が発生した場合の各部署との連携や対応について、家事次席書記官から説明を行った。

b 被害者等による少年審判の傍聴における危機管理について

審判期日前の対応及び審判当日の対応について、少年首席書記官から説明を行った。

引き続き、家事部及び少年部の説明について意見交換を行った。

- 調停委員も、裁判官、書記官、調査官との情報の共有を心がけ、当事者同士のトラブル防止に神経を使っている。住所を秘匿している当事者の住所管理には特に注意しており、申立人と相手方の控室の行き来にも神経を割いている。
- ◇ 裁判所も、事案によって、当事者の控室の位置関係を考慮して配置したり、DV被害者の住所管理に工夫を行い、不要なトラブルが発生しないよ

う細心の注意を払っている。

- 少年事件の被害者や遺族が少年審判を傍聴する際の感情面からの危機管理を考えるならば、別室で傍聴した方がよいのではないかと思う。
- 被害者等による傍聴は何件程度なのか。
- ◇ 概数であるが、平成23年12月までに全国で申出は250件程度、実施は220件程度、当庁は管内を含めて6件程度である。
- 地裁の事件のように別室でビデオリンクによって少年審判を実施することは可能なのか。
- ◇ 別室で映像を見ながらの少年審判は認められていない。少年事件は傍聴が原則ではないので、少年の情操の関係では傍聴を認めない場合もある。
- 少年の健全な育成を考えた場合、生の声を聞かせることが必要な時もあるのではないか。
- ◇ 傍聴することによる2次被害も懸念される。裁判所は、それを防止するために、傍聴者、少年、保護者等に事前の丁寧な対応を行っている。
- 少年事件の関係機関としては、被害者等による少年審判の傍聴制度は、裁判所のきめ細かい対応で適正に運用されていると感じている。

(4) 次回テーマ

家事事件手続法下での変更点～子の調査と調停運営～（仮題）

(5) 次回期日

平成24年12月5日（水）午後1時10分